欧州経済統合に関する覚書

― メガ・リージョナリズムの視点から回顧して ―

A Note of Economic Integration in Europe : Reviewing from the viewpoint of Mega-Regionalism

松 井 隆 幸 Takayuki MATSUI

要旨

本稿は、長年にわたって担当してきた「ヨーロッパ経済論」の講義ノートを加筆・修正してまとめたものである。第二次世界大戦の戦場となって疲弊した欧州各国は、かつての「強いヨーロッパ」への回復に乗り出した。1957年のローマ条約は、一つの欧州建設を目指したものであった。

1970年代に入ると、経済通貨同盟の設立を目指す統合の「深化」と EC (当時)の英国加盟をめぐる共同体としての地理的「拡大」が目標として掲げられ、多様性の中の統一を旗印に欧州は「深化」と「拡大」を両輪として統合への道を歩んできた。冷戦体制の終焉とともに、いわゆるメガ・リージョナリズムは本格化した。しかし、超国家組織と加盟各国政府という複雑な複合システムからなる EU は、構造的矛盾を孕みながらの航海であった。欧州統合への道のりは決して単線的なものではなく、「対立」と「和解」の歴史でもあった。

本稿は、ローマ条約締結から通貨統合(1999年)に至るまでの欧州統合をメガ・リージョナリズムの視点から振り返る。そして、近年欧州が経験したギリシャ危機や移民問題、さらには英国のEU離脱といった今日的課題の根源が、実はすでにこれまでの一連の統合過程に潜んでいたことが明らかとなる。

目 次

- 1. はじめに
- 2. 市場統合への道
 - (1) EU 発足以前のヨーロッパの動き
- (2) EU 発足の前夜
- 3. EU 拡大の功罪
- (1) 冷戦体制の終焉と第5次拡大の意味
- (2) ドイツ再統一と「ドイツ問題」
- 4. CAPと財政問題
- (1) 農業関連支出と逼迫する EC 財政
- (2) CAP 適用をめぐる諸問題と CAP 改革
- 5. 通貨統合への道
- (1) ユーロ誕生と各国の思惑
- (2) ユーロのねらいと欧州中央銀行の役割
- 6. 結びに代えて

1. はじめに

戦間期、オーストリアの外交官クーデンホフ・カレルギー伯爵の著書『汎ヨーロッパ綱領』 (1923年)では、国境のない一つのヨーロッパ、すなわち「ヨーロッパ連合」を建設する必要性が論じられている。その目的は、第一次世界大戦で真正面から戦ったドイツとフランスの間に平和を創り出し、それによってヨーロッパの没落を救い、再び世界政治・経済の主導権を回復して、かつての栄光をヨーロッパに取り戻すことにあった。さらに旧ソ連のヨーロッパ進出を食い止めること、欧州に共同市場を創設してアメリカに対抗し得る経済力をつけることであった。

当時ヨーロッパ大陸は大戦の修羅場となり、 無惨に破壊されて政治力・軍事力・経済力を 失墜し、このまま各国がバラバラな対応に終始 するならば、欧州全体が没落の運命をたどる ことになるであろうという危機感が欧州各国の 国民に共通認識として芽生え浸透しはじめてい た。しかし、ヒトラーの登場は第二次世界大戦 開戦の火種となり、欧州統合は中断した。第二 次大戦後、東西両陣営を率いる米国とソ連の対 立は欧州を東西に分断させ、世界は冷戦体制を 迎えた。

大戦後,英国のチャーチル首相によるチューリッヒ工科大学での演説の中で,欧州が失地回復を願うなら「アメリカ合衆国」と同じようなものを創設することが必要であり,そのためにはドイツとフランスの和解が必要であることを説いた。チャーチル首相の根本認識は,将来の西側世界は米国,イギリス連邦,欧州大陸の地域共同体によって形成されるべきだというもので,チャーチル首相の欧州統合の理念は,前述のカレルギー伯爵の提案と基本的にはほぼ同じものであった。

こうして冷戦体制下,欧州はかなり長い年月 を費やしてから統合に向けて歩みはじめる訳で あるが,米国の存在と東西冷戦構造という「外 圧」は欧州統合の必要性をいっそう加速化する ことになる。

以下では、統合の「深化」と地理的「拡大」を両輪として進められてきた欧州の経済統合をメガ・リージョナリズムの視点から振り返る。「結束(cohesion)」を原動力として推進してきた EU の欧州化の過程もやがて内部における構造的矛盾が表面化し、「対立」と「和解」の歴史でもあったことがわかる。

2. 市場統合への道

(1) EU 発足以前のヨーロッパの動き

第二次世界大戦後、欧州は複数国家が戦後復 興と平和的共存をめざしていた。1952年、ECSC (欧州石炭鉄鋼共同体) が創設された。これは ドイツとフランスの長年にわたる対立を解消す るためにとられた政策で、これにより、両国は 石炭と鉄鉱石の共同保有に合意した。構成メン バーは、西ドイツ、フランス、イタリア、ルク センブルク、ベルギー、オランダの6カ国(の ちの EC 原加盟 6 カ国) であった。また 1958 年 には EURATOM (欧州原子力共同体) を創設, 欧州における原子力の共同開発をめざした。そ して同年、EEC(欧州経済共同体)が創設され、 ヒト・モノ・カネ・サービスの自由な移動が可 能な経済領域として発足した! そして 1967年. 3つの共同体 (ECSC, EURATOM, EEC) は 統合されてEC(欧州共同体)が結成された。 メガ・リージョナリズムの起源である。

ところで1957年3月に正式に調印されたローマ条約は、EECとEURATOMを設立する2つの条約を指すが、一般的にはEECの設立条

^{1) 1960}年、EEC に対抗して EFTA(欧州自由貿易連合)を設立。英国、スウェーデン、デンマーク、ノルウェー、オーストリア、スイス、ポルトガルの7カ国で結成された。EEC が西ドイツとフランスの大陸主導の経済圏に対して、EFTA は英国中心の経済圏。しかし、当時前者が飛躍的な経済発展を遂げたのに対して、後者は地理的な分断などであまり域内貿易は進展しなかった。

約といわれている。要するに EEC の憲法であ り、以降何度も改正されている?ローマ条約で は共同体の基礎としての関税同盟を結成、域内 のすべての関税障壁や数量制限を撤廃し、域外 に対しては関税を統一して共通関税を設定する こと、CAP (共通農業政策), 共通運輸政策を 実施してヒト・モノ・カネ・サービスの自由移 動の実現をめざすこと、さらに自由競争を確立 するための競争政策の実現とダンピングや国家 補助の廃止、経済政策として景気・国際収支・ 共通通商政策の策定、男女同一賃金の規定等の 社会労働政策など、経済・社会政策に至る広範 な規定, 加盟国の海外領土と関税, 貿易, 労働 者の移動問題などに関する規定が盛り込まれて いた。そして、このローマ条約は3つの特徴が 指摘できる。

第一に、全体的にかつ柔軟に構成されている 点である。これは、将来的に多種多様な国が加 盟することになるであろう加盟国間の利害の調 整が複雑困難であることを想定しており. 基本 原則さえ確立しておけばどうにか対処できると の判断であろうか。いずれにしても、 具体的実 施策が明記されていない。第二に、加盟国間の 連帯意識が強い点である。したがって、加盟各 国は運命共同体としての共同行動が要請され る。加盟国の脱退、条約の廃棄、終了期限の条 項は一切ない。すなわち、いったん条約に加盟 したら後戻りはできないという訳である。第三 に、自由主義経済の基本理念が貫かれている点 である。前述したように、ヒト・モノ・カネ・ サービスの自由化を通じて,加盟国の経済の効 率化及び均質化をはかり、調和発展させながら 共同市場の拡大をめざしているといえる。

こうしてローマ条約によって. 具体性に欠け

ているとはいえ今後欧州がめざしてゆく欧州像 の骨子ができ上がったのである。

1970年代に入ると、EC は域内のヒト・モノ・カネ・サービスの自由移動による域内市場の実現に向けて本格的に乗り出した。しかし欧州を取り巻く世界情勢はそう甘いものではなかった。ほかの西側先進諸国と同様に、2度にわたる石油危機は欧州の統合を阻み停滞した。80年代に入ってからは欧州産業の国際競争力の立ち遅れが顕著となり、特に対日及び対米貿易収支は大幅な赤字であった。こうした米国や日本との経済競争に取り残されたという危機感から、「強いヨーロッパ」の復興に真剣に取り組むようになった。まさに内輪でいがみ合っている場合ではなかったのである。

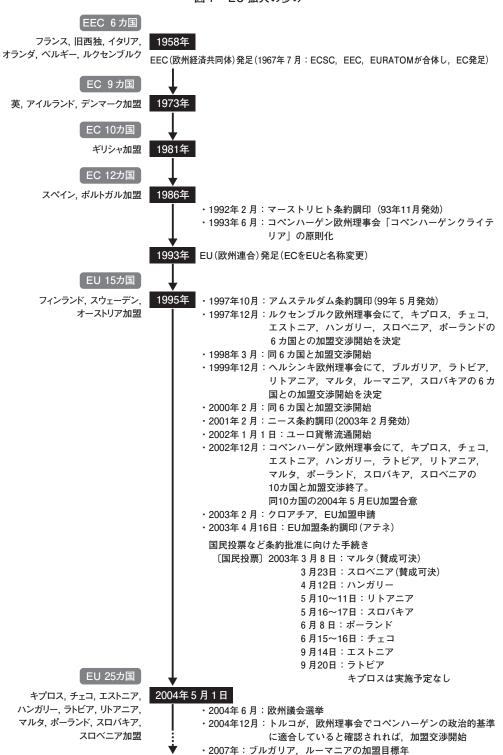
1973年には EFTA の加盟国であった英国とデンマークが EC に加盟した。これは拡大 EC の始まりであった。1981年にギリシャが加盟,86年にポルトガルとスペインがそれぞれ加盟した。るして 92年には、EEA (欧州経済領域)が発足している。

こうした地理的拡大となる加盟ラッシュが続 くなか、他方では深化も着実に進められてき た。その一つを当時欧州委員会委員長のドロー ル氏が1985年に発表した『域内市場白書』に みることができる。同白書には具体的な統合政 策が盛り込まれており、EUへの第一歩という ことができる。なかでも単一域内市場を構築す るためには、物理的・技術的・財政的な3つの 障壁を除去する必要があるとして、約300項目 (正確には282項目) にわたる障壁の撤廃が定 められていた。当時 EC12 カ国で 95%の撤廃達 成率を挙げており、22項目を除いて規制項目 の撤廃が完了している。いま一つが、1987年 7月発効の『単一欧州議定書』である。同議定 書によると、市場統合の完成時期は1992年末 と定められている。また閣僚理事会における政

²⁾ ローマ条約以降は、次のとおり。ローマ条約 (1957年3月調印)→マーストリヒト条約 (1992年2月調印,翌年11月発効の欧州連合条約)→アムステルダム条約 (1997年6月欧州理事会で採択,10月調印,1999年5月発効の新欧州連合条約)→ニース条約 (2001年2月調印)→欧州憲法条約 (2004年6月合意)。

^{3) 1970}年にアイスランド, 86年にはフィンランドが EFTAに加盟している。

図1 EU 拡大の歩み



(出典) 日本貿易振興機構『ジェトロセンサー』 2003年5月号,36頁.

策決定の手続きの明確化や意思決定システムの 改革として市場統合のための立法措置に「特定 多数決方式」を導入することが盛り込まれてい た。

(2) EU 発足の前夜

マーストリヒト条約

市場統合の完成に向けて,1991年オランダのマーストリヒトで開催の欧州理事会で合意

(1992年2月調印) された欧州連合条約のマーストリヒト条約では、今後欧州の進むべき道しるべともなる3つの規定が示されている。

第一は、EC 設立条約改正に関する規定である。その主要なものは、①欧州議会の権限強化、②経済通貨統合。③欧州連合市民権の新設。④「補完性原理」の導入。⑤「格差是正基金」の

第二は、共通外交・安全保障に関する規定で

拡大 マーストリヒト条約 アムステルダム条約 ニース条約 欧州憲法条約 EU(欧州連合) EC(欧州共同体) 58 73 81 93 (99) (03) 86 95 04 07 ・ポーランド、チェコ、 ・ブルガリフ ・オーストリア 加 ・スウェーデン・フィンランド ハンガリー, エストニア, ・ルーマニア ラトビア, リトアニア, マルタ, ・ポルトガル ・アイルランド 統 キプロス, スロヴァキア, スロヴェニア 合 ●単一市場 の ■経済・通貨統合 関税同盟 第一の柱 •共通通商政策 ・欧州中央銀行による金融政策 深 単一通貨ユーロ (99年導入・ 域内市場統合 ·共通農業政策 02年1月流涌) 化 ●共通外交安全保障政策 (99年ソラナ 上級代表就任) ●欧州安保防衛政策(ESDP) (EU司令 第二の柱 部の設置, 防衛装備庁の設立, EU軍事・警察部隊の展開) ●司法・内務協力 (シェンゲン協定, ユーロポール, ユーロジャスト) 第三の柱

図2 欧州統合のプロセス

創設7) などである。

(出典) 『世界経済評論』 2004 年 12 月号, 2 頁. (拙稿「どこまで進む EU 拡大事業」『愛媛 大学法文学部論集』 (総合政策学科編) 第 20 号, 2006 年 2 月, 128 頁, 図 5 再掲.)

- 4) マーストリヒト条約には、市場統合の完成とともに、もう一つの経済統合である通貨統合に関する内容が盛り込まれた。すなわち、EMU(経済通貨同盟)の設立である。つまり、EMUの目標達成時期を段階別に規定し、第三段階へ移行した際の欧州中央銀行の新設と単一通貨の導入が示されており、そして単一通貨が導入される第三段階への移行時期を1999年1月に設定されている。
- 5) これは、自国以外に居住する EU 市民に居住地の 地方選挙及び欧州議会議員選挙の選挙権・被選挙権 の付与を内容としている。なお後述するように、マ ーストリヒト条約によって EC は EU に改称された。
- 6) 周知のように, EU は EU 政府と各国政府とからなる複合的な統合システムであることから, 両者の権限を上手く「棲み分け」を図るためにとられたのが
- 「補完性の原理(principle of subsidiarity)」である。すなわち、問題によってそれぞれ適切な主体に第一義的な権限を与えるというもので、両者の対立を解消するために図られた苦肉の策であり、政治的妥協の産物ともいわれている。このような事情から厳密な定義は敢えて避けている嫌いがあり、したがって同理を口実に義務の不履行や恣意的適用が横行しているという。山本吉宣「地域統合の政治経済学:素描」(日本国際問題研究所『国際問題』1997年11月、所収)9頁及び大隈宏「EU と APEC の軌跡:比較地域主義の視点から」(同上、所収)30頁参照。
- 7)「格差是正基金」は、EUの拡大に伴う地域内での 南北格差拡大に対して、更新地域への援助をはかる 地域政策の一つで、第二次中期財政計画では同基金 による後進国に対する一層の援助強化が図られた。

ある。これは、加盟国が外交政策を調整し、「共通の立場」を策定し、可能な限り「統一行動」をとることをめざす共通外交安全保障政策と欧州安全保障防衛政策(EU司令部の設置、EU軍事・警察部隊の設立)の2つから成る。

そして第三は、司法及び内務協力に関する規定である。これは、域内国境での検問禁止及び域外国境における出入国管理の共通化をめざす入国管理政策⁸⁾を主な内容としている。

このように欧州は市場統合に止まらず、一方 で1999年までに単一通貨を導入し、他方で外 交・安全保障政策面での一本化を図った。かつ て3つの共同体(ECSC, EURATOM, EEC)を 統合した EC は、このマーストリヒト条約に よって、これから経済・通貨、社会、外交・ 安全保障の3分野で統合を推進することにな り、1993年の条約発効とともに名称をEU (European Union:欧州連合) に変更した。こ うして欧州統合は、「深化」と「拡大」を両輪 として進められた。すなわち、経済・政治的統 合を十分に「深化」させ、EU 加盟による地理 的「拡大」を図ってゆくのである(図2)。し かし、このマーストリヒト条約からも明らかな ように、統合が国家主権の根幹にまで及びつつ あることをうかがい知ることができる。すなわ ち複雑な複合システムからなる EU は、さらな る加盟国の増大によって構造的矛盾を生むこと になるのである。

連邦主義か連合主義か

欧州統合に関して各国の主権を超国家的なシステムに譲るかどうか、もし移譲した場合の程度はどれほどか、といった点に各国間で意見の対立がみられた。この点こそが、まさに前述の「補完性の原理」に関わっているのである。

さて連邦主義(federalism)とは、超国家的 組織の権威を認め、国家の主権を制限すること を当然の前提とする考え方である。他方連合主義(confederalism)は、国家の主権を絶対的なものとし、その前提のもとで各国間協議を図ろうとする考え方である。この両者の考え方の対立は、ECSC設立をめぐってフランスと英国の間で意見が対立していたのである。フランスは、超国家的組織の原則を前提とした立場をとっていた。これに対して英国は超国家的権威組織の創設には反対の立場をとっていた。したがって英国はECSCには参加せず、EURATOMへの参加も拒否したのである。その後、EFTA(欧州自由貿易連合)結成の要因となったことはいうまでもない。

こうした歴史的経緯もあるため、英国の反対から超国家的組織の権威を想起させる「連邦」の語は一切表に出てきていないが、しかし後述するように EU の諸機関の権限はかなり強化されており、連邦的色彩が暗黙のうちに広がってきていることも事実である?

EU の主要機関

ここでは、EUにおける主要な諸機関及び役割について簡単に紹介しておきたい(図3参照)。

○EU 委員会

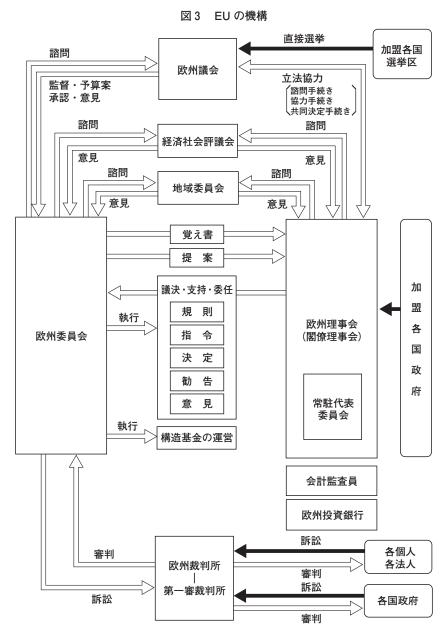
EUの執行機関で、各国から任命された EU 委員から構成されており、4年ごとに改選される。主な業務は監督・発議権の行使で、諸規定が正しく適用されているかどうかを監督し、また法案を閣僚理事会へ提出する。

○閣僚理事会

EUの立法機関で各国政府の代表からなり、 決議は全会一致方式、単純多数決方式、さらに は特定多数決方式¹⁰⁾が用いられる。これは国 別の投票数が決められ、採択には例えば総投票 数 87 票〔当時 15 カ国〕のうち 76 票が必要と される、という特有の方式であり、この方式は

^{8) 1995}年に「シェンゲン協定」が締結され、パスポートなしに身分証明書でEU域内であれば、どこでも自由に移動ができるようになった。

⁹⁾ サッチャー元英国首相は、EC 委員会・EU 委員会が権威拡張主義であると痛烈に批判してきた。



(出典) 太田稀喜・田中信世共編『EUの動きがよくわかる Q & A』 亜紀書房, 1998年, 17 頁.

10) 当時、EU 12 カ国(総投票数 76 票の場合の決定投票数は 54 票)の加盟各国の持ち票は、以下のとおり。フランス・西ドイツ・イタリア・英国各 10 票、スペイン 8 票、ベルギー・ギリシャ・オランダ・ポルトガル各 5 票、デンマーク・アイルランド各 3 票、ルクセンブルク 2 票。2004 年 6 月 18 日に採択されたEU憲法では、二重多数決方式(持ち票+EU人口比率)が導入された。これは加盟国数 55%及び賛成し

た国の人口が EU 総人口の 65%以上で可決されるというもの。ちなみに当時ドイツとフランスの人口を合わせた総数は,EU 25 カ国全体の 31.3%に相当した。そのほか加盟国は一部の権限を EU に移譲することや 100 万人の市民の要求で欧州委員会に法案の提出を求めることができるなど。『朝日新聞』 2004 年(平成 16 年) 6 月 20 日付。

大国の意思がある程度反映されるシステムとい える。

議長国で通常年2回(6月・12月)開催され、 EU 委員長及び各国首脳の出席によるEUの最 高の意思決定機関である。

○欧州議会

新加盟国の承認や予算の承認など民主的な調整を行うための諮問・審議機関。特に予算に関する権限について、当初提案権及び修正権が与えられていたが、これに加えて承認権が付与されている。

しかし、これら主要機関について問題がない 訳ではない。例えば、EU委員会と閣僚理事会 が決定的な権限を持っているのに対して、欧州 議会がもっぱら諮問機関に留まり、権限が付与 されたとはいえ権限が限定されているといった 点である。このことについては、EUの官僚主 義的なシステムであるとか意思決定の不透明さ が近年指摘されるようになり、「民主性」と「公 開性」を求める声が強くなってきていた。

3. EU 拡大の功罪

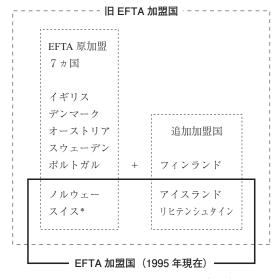
(1) 冷戦体制の終焉と第5次拡大の意味

EFTA 加盟国のオーストリアは 1989 年,スウェーデンは 1991 年に EU 加盟の申請を行っており、またフィンランド・ノルウェー・スイスはいずれも 1992 年に加盟申請していた。可否はともかくとして、これら諸国にとって EUへの加盟申請などといった行動は冷戦体制期には到底考えられない選択肢であった。ここれまで EU は冷戦を背景に生まれ拡大・成長してきた。しかし、ノルウェー以外の国は冷戦の終焉によって中立政策を維持していく意味合いが薄れ(中立的立場を放棄した訳ではないが)、足棚がとれて加盟申請に踏み切ったのである。こ

れら加盟申請国のうちノルウェーとスイスは国民投票により加盟が否決された。こうして 1995年1月1日、オーストリア・スウェーデン・フィンランドの3カ国が EU に加盟した〔第4次拡大〕(図4参照)。これによって EU は、加盟 15 カ国となり、人口3億7,000万人、GDP(国内総生産)約7兆ドルの大共同体の市場が誕生した。

これまでの拡大を振り返ると、デンマーク・スウェーデン・フィンランドの加盟は「北」への拡大、スペイン・ポルトガル・ギリシャの加盟は「南」への拡大、そして 2004 年 5 月に正式加盟を果たした中・東欧諸国の加盟〔第 5 次拡大〕は「東」への拡大となる。このように EU の拡大は留まることを知らず、その後も拡大し続けたが、とりわけ東方への拡大の観点から第 4 次拡大の意義は大きい。「拡大」の観点から みると、確かに東方への拡大は EU 内での勢力争いではドイツの優勢を意味し、他方ウクライナなどの近隣諸国と EU との関係強化にも繋がる動きである。特にオーストリアの EU 加盟は1回メコン諸国にとって、まさに橋渡し的存在であった。

図 4 EFTA 加盟国 (1995 年現在)



*スイスは EEA に 加盟していない。

¹¹⁾ ノルウェーは NATO の原加盟国、スイスは 1815 年 より、オーストリアは 1955 年独立回復以来の永世中 立国、フィンランドとスウェーデンは中立政策を とってきた国である。

表1は日本・米国・EUの経済規模を比較したものであるが、第5次拡大でEUは人口4億5千万人、GDPは米国並みとなったことがわかる。しかし多い新規加盟国数に対して小さい経済的インパクトであったことを指摘できる 13 30 拡大年ごとに比較してみると明らかなように、約20%増の人口増加に対してGDPは僅かに4.8%増に過ぎなかった 14 1(表2)。

1980年代のギリシャやスペイン、そしてポルトガルのEU加盟を第一次地域間格差〔南北間格差〕とするならば、第5次拡大による旧コメコン諸国の加盟はさらなる格差拡大となった第二次地域間格差ということができる(図5参照)。これら途上国もしくは農業国のEU加盟は、「深化」の観点からは、次節でみるようにEUにとって予算配分の問題と財政逼迫の元凶

表 1 日米 EU の経済規模比較

(2002年)

	名目 GDP (10 億ユーロ)	人口(億人)	一人当たり GDP (ユーロ)
既加盟国(15ヶ国)	9, 162	3. 79	24, 174
新加盟国(10ヶ国)	438	0. 74	5, 919
拡大 EU(25 ヶ国)	9, 600	4. 53	21, 921
米国	10, 979	2. 89	37, 990
日本	4, 240	1. 27	33, 386

(出典) 欧州委員会資料. ただし, 『ESP』 2004 年 7 月号, 2 頁.

表 2 拡大年ごとにみた新規加盟国の比較 (人口, GDP)

(単位:%)

拡大年	新 規 加 盟 国	加盟による人口増	加盟による GDP 増
1973	デンマーク、アイルランド、英国	33. 4	32. 4
1981	ギリシャ	3. 7	2.8
1986	スペイン,ポルトガル	17. 7	11.6
1995	オーストリア,フィンランド,スウェーデン,	6. 2	6. 3
2004	チェコ, キプロス, エストニア, ハンガリー, ラトビア, リトアニア, マルタ, ポーランド, スロバキア, スロベニア	19. 5	4.8

- 注) 2004年の新規加盟による人口増は2004年1月現在の推定, GDP増は2002年データ.
- (出典) 欧州委員会資料. ただし, 日本貿易振興機構『ジェトロセンサー』2004年5月号, 26頁. (拙稿「どこまで進む EU 拡大事業」, 前掲, 125頁, 表1再掲.)
- 12) ビシェグラード(ポーランド、ハンガリー、チェコ、スロバキア) の経済指標に関する分析を行ったものとして、渡辺博史「EU加盟を目指す中欧諸国」『ESP』 1997年5月号参照。ハンガリーとポーランドは1994年にすでに正式に加盟申請を行っている。そして、ほかの旧東欧諸国とともに2004年5月に正式加盟し、地中海のマルタ及びキプロス、バルト3国の加盟と合わせて加盟25カ国のEUが誕生した。詳細は、拙稿「どこまで進むEU拡大事業」『愛媛大学法文学部論集』(総合政策学科編)2006年2月を参照されたい。またオーストリアのEU加盟と対外貿易との関係については、「オーストリアのEU加盟と外国貿易及び国内経済への影響」『福岡大学商学論叢』第43巻第2号、1998年9月に詳しい。
- 13) EU 25 カ国の GDP は 9 兆 5,990 億ユーロ (うち新規加盟 10 カ国 4,378 億ユーロ),米国の GDP は 10 兆 9,790 億ユーロ (2002 年欧州委員会調べ。ただし、『朝日新聞』平成 16 年 4 月 30 日付より)。また公式文書に使用される公用語も当時の現行 11 から 20 言語になり、それに伴って現行約 4,000 人の翻訳・通訳が大幅に増員された。
- 14) 例えば、現加盟国のルクセンブルクと 2007 年に加盟したルーマニア及びブルガリアの一人当たりのGDP を比較してみると、図5のように前者は後者のほぼ15 倍に相当するといわれ、域内経済格差はさらに拡大するものと予想されていた。

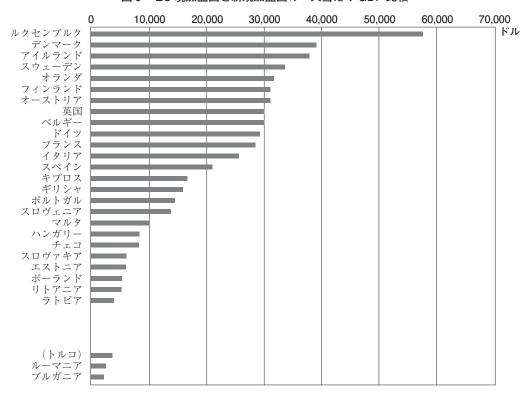


図 5 EU 現加盟国と新規加盟国の一人当たり GDP 比較

(出典) IMF Report (2003). ただし、『世界経済評論』2004年12月号、6頁. (拙稿「どこまで進む EU 拡大事業」、前掲、126頁、図3再掲。)

となって今日に至った。すなわち地域政策、格差是正基金、CAP(共通農業政策)など、高所得国からの拠出金は補助金として低所得国や農業国へ流れる構図ができ上がったのである。一方、低所得国であり農業国である旧コメコン諸国にとっては、地域政策及び農業保護のCAP適用により恩恵を享受できるし、また低賃金を求めて進出する外国からの直接投資も魅力であったことはいうまでもない。

次に、第5次拡大における新旧加盟国へのそれぞれの影響について振り返ってみたい。第一に、EU基準の新規加盟国への適用についてである。環境保護、食品の安全、品質などのEU

基準の適用は、おそらく加盟以前の規制の緩 かった旧コメコン諸国などにとっては厳しいも のとなり困惑の色は隠せなかったと思われる。 また対外共通関税や共通通商政策も適用される ため、EU 加盟前より加盟を前提に欧州協定 (1991~95年) の締結により双方での関税は撤 廃され、すでに自由貿易が実現していた。した がって新規加盟国の対外諸国との貿易は. 例え ばこれまでに締結していた第三国とのFTA(自 由貿易協定)から脱退し、EUが締結している FTA が新規加盟国に適用されることになる。 さらにユーロ導入に向けた条件整備にも着手し なければならなかった。当時新規加盟国は加盟 後、2年間為替相場メカニズムに参加し経済基 準をクリア後にユーロ導入の運びとなってい た。最短で2006年、現実的には2010年頃に導 入されると思っていたが未だ実現の兆しはみら

¹⁵⁾ 新旧加盟国のそれぞれの立場からの考察として、 伊藤さゆり「EU 拡大で何が変わるか-新加盟国に とってのコストとベネフィット-」『ESP』 2004 年7 月号を参照されたい。

れない。第二に、労働移動についてである。新 規加盟国国籍者に対して労働許可証の取得が義 務付けられ、現加盟国への労働者流入は制限されていたのである。これは新規加盟国から安価 な労働力が急激に現加盟国へ流入するのを防ぐ ためで、加盟後当分の間労働者の移動は制限されることになっていた。そして第三に、資本移動についてである。低賃金を求めて生産拠点の 移転を目指していた西欧企業にとっては中・東欧諸国における低賃金は魅力的であったことはいうまでもない。実は当時懸念されたのは不動産投資についてであった。新規加盟国はこれら分野における現加盟国の豊富な資本の急激な流入を心配していたため、特に農地や別荘の購入に対しては一定の移行期間が認められていた。

また第5次拡大をめぐっては、EU主要国でも拡大か深化かという観点から見解が分かれていた。旧コメコン諸国に対して影響力の強いドイツは「拡大派」で、東方への拡大を積極的に推進した代表国である。後節でみるように通貨統合によりドイツから覇権奪回の機会をねらうフランスは、拡大よりも深化を重視する「深化派」である。一方連合主義を主張する英国は、拡大によって深化を減速させEUの連邦化を阻止したい、いうなれば「反深化派」(拡大派ではない!)である。こうしたEU主要各国の思惑もさることながら、地域主義を標榜するEUがグローバル化を図ってきたこれまでの地理的拡大17)は、次節で言及するように「規模の経済」180を享受することができるという点で

利点も多い。しかし、この規模の経済性をどこまで追求できるかということが「深化」と深く関わってくる。すなわち受け皿としての最適規模の水準とEUの吸収力の問題である。このことは、逆の見方をすれば、どのような国が加盟してきたか、また将来的に加盟してくるかが問れたまま今日に至っている欧州定義の曖昧さ19 に起因するといえる。

(2) ドイツ再統一と「ドイツ問題」

1980年代に入ると、欧州市場ではEUの地理的拡大とともに統合深化の第一の柱である関税同盟や共通通商政策などの実施によって、経済面における国境という壁が次第に低くなってきた。反面、欧州経済は日本や米国に対する相対的地位の低下に危機感を抱くようになった。こうした背景の中で1980年代後半になると東欧諸国の民主化・自由化の波は高まり、1989年11月には遂にベルリンの壁は崩壊し、翌年10月3日に西独による東ドイツの吸収という形で東西ドイツは再統一した。当時EC域内では、旧東西ドイツの国家統合による新生ドイツの出現をどのように位置づけてゆくかという課題に直面していた。いわゆる戦後期版の「ドイツ問題」200である。

さて問題の争点は、当時ドイツ再統一を「拡大」とみるのか、それとも「深化」とみるのか ということであった。もっとも欧州統合をめ

¹⁶⁾ スペイン、ポルトガル、ギリシャなど地域政策や構造基金の受益国は、拡大による受益国の増大から自分たちのへの供与額の減ることを懸念して「反拡大派」(「深化派」?)。久保広正「EU 第五次拡大を巡る諸問題」『世界経済評論』2002年7月号、12~13頁参照。

¹⁷⁾ 本稿の副題である、いわゆる大陸レベルでの大規模な地域主義をいう「メガ・リージョナリズム」である。地域主義を「制度化」の視点から論じたものとして、大隈 宏「EUと APEC の軌跡-比較地域主義の視点から-」『国際問題』(日本国際問題研究所) 1997年11月号、24~31頁を参照されたい。

¹⁸⁾ 欧州における規模の経済性については、Krugman, P., Geography and Trade, MIT Press, 1991. (P. クルーグマン著/北村・高橋・妹尾訳『脱「国境」の経済学』東洋経済新報社、1994年)、pp. 92-100(邦訳、109~116頁)を参照されたい。また参加諸国間の「力の分布」の観点から規模の経済を考察したものとして、山本吉宣「地域統合の政治経済学:素描」『国際問題』(日本国際問題研究所)1997年11月号、13~15頁を参照されたい。

¹⁹⁾ 欧州定義の曖昧さについて、アムステルダム条約では「自由・民主主義・人権の尊重・法の支配といった諸原則を有している、すべての欧州諸国は加盟申請することができる」としている。要するに、民主主義と市場経済を有する欧州の国であれば加盟申請ができることになる。久保広正、前掲、8頁及び15頁参照。

ぐっては、英国のEC加盟後も特に英国とフランスの間で見解の相違がみられた。英国は現実主義的な立場をとっていた。当時サッチャー首相の描いていた欧州統合は市場統合であった。つまり、ヒト・モノ・カネ・サービスの移動の自由化を目指す単一の巨大市場の設立であった。これに対して、フランスの考えは理想主義的であり連邦主義的であったといえる。というのは、英国のいう単なる市場統合に留まらないで経済統合と政治統合を合わせた欧州統合をめざしていたからである。

さて、ここにきて東西ドイツの再統一をめぐる問題、いわゆる「ドイツ問題」は再統一により経済力を有する大国新生ドイツをいかにして封じ込めてゆくか、言い換えれば、ドイツの影響力をいかに阻止するかという点にあった。英国は、今後加盟国の「拡大」によりドイツのEC(当時)域内における発言力を相対的に小さくするという「バランス・オブ・パワー(balance of power)」の考え方であった。他方フランスは、「深化」によりドイツの意思決定自体をECの中に取り込んでゆこうとする考え方であった。

1980年代後半に入ると、東欧の民主化運動・自由化の波は高揚し、同時に東ドイツから西ドイツへの亡命が顕著になってきた。そして遂に1989年11月にベルリンの壁は崩壊し、翌年10月3日に西ドイツによる東ドイツの吸収という形で国家統合し、面積はほぼ我が国に匹敵する35万7,000 km²、人口約8,000万人の拡大ドイツが誕生したのである。旧東ドイツと旧西ドイ

表3 東西ドイツの経済指標の比較

我 0 不口 1 7 0 吨/// 市保 0 元					
 実質 GNP の成長率: %					
	<u>1990</u>	<u>91</u>	<u>92</u>	<u>93</u> (年)	
旧西独	5. 7	4.5	1.6	-1.9	
旧東独	-13.3	-29.1	9.7	7.1	
	1人当たり	GNP: DM	[
	1990	<u>91</u>	92	<u>93</u> (年)	
旧西独	38, 561	41, 089	42, 783	43, 721	
旧東独	14, 148	12, 367	15, 484	18, 387	
	失業率:%	ó			
	1990	91	92	93(年)	
旧西独	6.4	5. 7	5. 9	7.3	
旧東独		10.4	14.8	15.8	

ツの経済指標を比較してみても明らかなように、将来的に旧西ドイツにとって旧東ドイツの 負担がいかに重くのしかかってくるかがわかる (表3参照)。

他方. 拡大ドイツの EU 統合への影響力はど うであろうか。新生ドイツは、確かに地理的に はEUの中心に位置しており、北欧諸国(フィ ンランドやスウェーデン)と東欧諸国との接点 にあるといえる。一般に EU はこれまで低イン フレ・低金利・高成長にあったが、ドイツ再統 一による赤字財政は、再統一後、高インフレ・ 高金利・低成長に導いた。マーストリヒト条約 でも謳われているように財政の健全化は、これ から目指す通貨統合の条件であり基軸であっ た。また EMS (欧州通貨システム) の安定性 が揺らぎかねない状況となっていたのも事実で ある。さらに今回の旧東西ドイツ間でみられる 経済格差の是正や通貨・経済システム同一化 は、いうまでもなくコスト負担の増大をもたら すことは必至であった。

4. CAPと財政問題

(1) 農業関連支出と逼迫する EC 財政

EC当時における予算の内訳についてみる

^{20)「}ドイツ問題」といえば、第一次世界大戦後の戦後 処理の中核であった「ドイツ賠償問題」を想起する。 特に戦争被害の程度が異なる英国とフランスでは、 ドイツに対する賠償請求の対応は対照的であった。 当時の賠償問題をめぐる両国の対立と和解の歴史 は、後述するように第二次大戦後のEU統合過程の 歴史を象徴するものであり、両国の因縁の歴史をドイツ賠償問題に遡ることができる。拙稿「第一次大 戦後復興期のいびつな欧米間経済構造の形成 - 戦間 期における欧州通商政策の分断的統合(1) - 」『愛媛大 学法文学部論集』(総合政策学科編) 2009 年 2 月, 99 ~107 頁を参照されたい。

と, 歳入は主として①農業課徴金等(余剰農産 物の生産を抑える目的で賦課された砂糖生産賦 課金など)②関税収入③付加価値税(上限税率 1.4%, 1995年以降1.0%に引下げ) ④加盟国 による GNP 比例拠出金(1987年に導入,上限 1.27%) から成っていた。 他方歳出は、①農 業関連支出②地域政策支出(構造基金など)③ 社会政策〔域内政策〕支出④对外·行政支出等 から成っており、①②で支出全体の7~8割を 占めていた。なかでも農業関連支出は最大の割 合を占めており、特にその傾向は1980年代に 顕著であった20 同時にギリシャやスペイン. ポルトガルの EC 加盟による域内の南北格差の 拡大に伴い、第一次中期財政計画で構造基金を 倍増するなど後進地域への援助強化を図るよう になり地域政策支出の割合が高くなってきた。 したがってそのぶん農業関連支出の割合も低く なったとはいえ、それでも高い割合を占めてい たことには変わりなかった。さらに第二次中期 財政計画では、格差是正基金による後進国に対 する一層の援助強化が図られた。

この多額の農業関連支出は、今後、上述のような後進諸国や農業諸国の EC 加盟の増大に伴い、やがて EC 財政を逼迫させたことはいうまでもない。同時に、高い割合を占める農業関連支出と後進地域への援助強化政策に伴ってGNP 拠出金の上限は1.2%から1.27%に引上げられ、相対的に豊かな国に対する財政負担増は必至であった。

さてECの共通農業政策(Common Agricultural Policy, 以下 CAP) は、周知のように世界の中で農産物の最も保護主義的な政策であるが、こ

ローマ条約によると、CAPの目的は、①農業生産高の向上による自給自足体制の確立、② 農業従事者の生活水準の保証、③食料の安定的 供給の確保、④域内農産物市場の安定、⑤適正 価格の維持、となっている。そしてこれらの目 的を達成するための具体的政策としては、輸入 農産物に対する関税賦課、域内農産物に対する 域内共通価格の設定、域内価格支持制度による 差額補償のための補助金支払い等を挙げること ができる。

また CAP の主たる財政は、1962年1月に設立された「欧州農業指導保証基金 (The European Agricultural Guidance and Guarantee Fund、以下 EAGGF)」によっている。そのうち「指導」は農業の構造改善などに支出される基金で、CAP全体の 10%程度を占めているに過ぎない。他方「保証」は市場安定のために介入する基金で、CAP全体の大半を占める。

対外的には、一方で農産物の買い上げや低価格で輸入される域外産品に対して域内価格との差額を課徴金として徴収し、他方で域内輸出業者に対して世界農産物価格とそれより総じて高い域内価格との差額を補助金で補償する。要するに、CAPはEAGGFにより輸入される安価な農産物に課徴金²⁴⁾を掛けて、高い域内農産物に対しては輸出補助金を出すという制度である。

れは穀物類・砂糖・牛肉及び乳製品に適用されている。我が国の戦時立法であった食糧管理法に基づく食糧管理制度に似た農産物の買い支え制度²³⁾ で64品目に適用されており、上述のように1980年代当時のEC予算の2/3~3/4を占めていた。

^{21) 1993} 年及び1998 年現在の歳入の内訳は、以下のとおり。1993 年: ① 3.4%② 20.2%③ 54.8%④ 21.6%、1998 年: ① 2.2%② 14.8%③ 40.9%④ 43.0%。

^{22) 1998}年現在の歳出の内訳は、以下のとおりである。 農業関連支出の動向についてみると、1981年: 65.7%、1985年:70.7%、1988年:67.7%、1993年:50.8%、1998年:45.6%となっており、1980年代をピークに非常に高い割合を占めていたことが分かる。

²³⁾ 買い支え制度について、当時我が国の生産者米価は、1960年に導入された「生産費・所得補償方式」によって決定されていたが、これは米の生産者から農協を介して買い付ける政府米に適用されたもので、都会で働く労働者の賃金に見合う価格(生産者米価)で農家から買い取ることで農業従事者の生活を支えるというもの。

(2) CAP 適用をめぐる諸問題と CAP 改革

CAPによりEU農産物の約7割が価格保証の 恩恵を受け、約2割が域外からの低価格輸入品 に対する課税賦課によって保護されていたとい われている。確かにCAPの適用により域内農 産物の生産性は向上し、農業従事者の生活水準 の向上と安定に寄与してきたが、他方でCAP の適用をめぐり域内外でさまざまな問題が発生 した。

域内的な問題として第一に、農産物の構造的 過剰生産の問題である。EC 発足当時は主要農 産物の輸入大国であったが、1990年代に入る と米国に次ぐ輸出大国に転じ、いわゆる「チー ズの山、ワインの湖 |といわれるほどであった。 第二に、前述したように農業関連支出の増大と EU 財政の圧迫である。第三に、英国などの農 業関連からの恩恵の少ない国が受益負担バラン スの不均衡を問題視するようになったことであ る。対外的な問題として第四に、輸入価格の高 騰に伴う農産物貿易摩擦の発生である。つまり 主要貿易品目である穀物の域内市場からの締め 出しを図ることを目的とした輸入課徴金の賦課 で、CAP 発足直後の輸入鶏肉価格は3倍に跳 ね上がった。米国やアルゼンチンは輸出補助金 制度がダンピングに相当するとして強い抗議を し. GATT に提訴した。いわゆる「チキン戦争」 である。こうして CAP の適用は、一方で EU の財政問題を引き起こし, 他方で農産物貿易摩 擦の原因となって発展していった。

なかでも欧米の対立が表面化したウルグアイ・ラウンド農産物交渉は農産物貿易摩擦の代

表例であった。1986年9月に開始しされたウルグアイ・ラウンド〔多角的貿易交渉〕は一時中断したが91年2月に交渉は再開,94年4月に正式調印された。同ラウンドは8年近い難交渉となったが、これはEUのCAPをめぐる欧米の激しい対立が原因であったことはいうまでもない。

ウルグアイ・ラウンドにおける米国の EU に対する要求は、輸出補助金の 10 年間での撤廃と輸入障壁の撤廃であった。1992 年 11 月、両者はワシントンの迎賓館ブレアハウスで調印し、翌年から 99 年にかけて次の措置が盛り込まれることで合意した(「ブレアハウス合意」)。

- ○現存するすべての国境措置を関税化²⁵⁾ し, 関税水準を 36%削減する。
- ○域内保護措置を1986/88年水準に比べ 20%削減する〔ただし、減反政策に伴う農 民への補償措置を例外とする〕
- ○輸出補助金を36%,補助金付輸出量を21%それぞれ削減する。

こうして CAP 適用については、貧しい消費者から豊かな巨大農家に資金移転が生ずる CAP 制度自体に以前から批判の声が上がっており、外圧からだけでなく EU 内部からも改革が求められていた。しかも EU 予算の約70%が CAP 関連支出に充てられていたため、地域政策などの他の活動支出へ支障をきたすのではないかという問題が深刻化していた260

そうした中で1992年5月の閣僚会議においてマクシャリー改革案が採択され、マクシャリー農業担当委員を中心にCAPの見直し作業に入った。同改革は主として域内過剰生産の削減をめざしたもので、価格引下げ、生産統制、補償などの面から着手した。

²⁴⁾ 豚肉, 家禽肉, 食用肉及び鶏卵, ホワイト・フルーツ, 野菜類, ワインに対しては15~30%の関税が課されていた。また原材料への課徴金は、例えばビスケットは穀物及び砂糖に基づいて輸入課徴金が課されるように製品を通じて賦課される。ちなみにパン及び肉パイ:50~80%, パスタ:20~45%, 砂糖菓子:55~70%。Rollo, J. and Smith, A., EC Trade with Eastern Europe, in Hare, P.G. and Davis, J.R. (eds), *Transition to the Market Economy: Critical Perspectives on the World Economy*, Vol. Ⅲ, Routledge, 1997 p. 551, Appendix A.

²⁵⁾ 関税化は、対外的保護措置として、あらゆる非関税 障壁を関税に換算して表示するもので、我が国でも米 の市場開放の段階的手段として関税化に踏み切った。

^{26) 1972}年における CAP 支出は30億 ECU で、20年後の1992年には10倍以上の350億 ECU に達していた。

①支持〔介入〕価格の引下げ

穀物:目標価格を1991/92年度の購入価格 から29%下げ,また1993/94年度から 段階的に価格引下げ

牛肉:介入価格を1993/94年から1.5%削 減

酪農製品:バター介入価格を1994/95年度 までに5%削減

②生産統制

穀物:補償を受ける農家に対し年間減反の 義務付け、つまり作付面積の最低15% の減反[ただし、小農を除く]

牛肉:牛肉奨励金を1991年の支払額に等 しい地域上限で制限,また子牛奨励金 は生産割当てにより制限

酪農製品:生産割当てを1994/95年までに 2%削減

③補償、その他の特典

価格支持から農民への直接所得補償への切換え、すなわち価格支持制度から直接補償制度を導入。

穀物:減反を実施した場合の単位面積当た りの補償,歴史的収穫に基づく補償, 1992/93年度以降共同責任課徴金の廃 止

27) Artis, M.J., and Lee, N., (eds), The Economics of the European Union, Oxford, 1994, p. 100. (ただし, 藤原豊司・田中俊郎『欧州連合5億人の巨大市場』 1995年, 東洋経済新報社, 155頁, 表 9-1 参照)。白 肉、油脂及び油脂用種子の農場出荷価格は国際価格 水準まで引下げられた。その結果、消費者余剰は170 億 ECU で消費の 14%増大になると見積もられてい た。またこれに伴う生産者余剰の損失額に対しては、 100%の補償額が支払われる。Rollo, J. and Smith, A., ibid., p. 502. なお本文では言及しなかったが、「輪 作地休耕計画(cyclical land set-aside scheme)」も実施 されている。CAP改正の具体的な実施内容について は、村田 武『世界貿易と農業政策』ミネルヴァ書 房, 1996年, 130~156頁に詳しい。またハルトマン は、今回の CAP 改正を世界農産物貿易における価格 構造の質的側面への影響について考察している。 Hartmann, M., New Developments in International Agricultural Trade: A Threat or a Chance for LDCs and CEEECs?, in Intereconomics, Vol. 30, No. 2, March/ April 1995, pp. 59-61.

牛肉:牛肉・子牛奨励金を増額〔ただし在 庫水準に連動〕, 在庫が最低水準を下 回れば追加増産奨励金

酪農製品:将来割当て削減を償還可能債券 で補償,1992/93年以降共同責任課徴 金の廃止

なお改革案には、早期引退する農民への最大 1万 ECU の年金支給や EU の地域農産物価格 を世界市場価格の水準までに引下げること、残 存する農産物輸入課徴金及び輸入割当を一律の 関税に切換えることなども含まれていた。

このマクシャリー改革により、農民は一定の耕地の減反を実施する代償として補助金が与えられ、そして農産物支持価格は引下げられた。例えば、1991年における農業生産量1億8.5千万トンは1994年には予想農業生産量1億6千万トンに、さらに過去1年間に穀物52%及び牛肉77%とそれぞれ大幅に低下した。こうして改革当初の目的であった域内市場の過剰生産を抑制することに成果をあげたといえる。

しかし改革後のEUの姿を想像すると、このマクシャリー改革を手放しに喜ぶことはできなかった。近い将来の北欧諸国のEU加盟、さらにとりわけ圧倒的に農業国が多い中・東欧諸国の加盟が実現することになれば、CAP予算はさらなる厳しい締付けに直面することは明らかで、したがってCAPの中・東欧への適用はEUの財源枠を超えることになりかねなかったで。

加えて、域内消費者と納税者に負わせていた巨大な負担も見逃せない。例えば、CAPがEU市民一人ひとりに負わせた負担額は358ドルで、このコストは平均すると農業従事者一人につき1万5.4千ドル、もしくは農地1ヘクタールあたり980ドルの補助金に相当するといわれ

28) 例えば、農業国であるポーランド農民にも CAP が 適用されれば爆発的な生産過剰が起こり、売れない 余剰農産物が激増し、EU 財政が崩壊してしまうこと になりかねない。中・東欧諸国への CAP 適用については、「中・東欧と EU の農産物貿易 - 中・東欧の CAP (共通農業政策) へのアクセス - 」『福岡大学商学論叢』第43巻第1号1998年6月を参照されたい。

ている (OECD. 1993年)。

このような状況を鑑みると、マクシャリー改革は当初の目的をある程度達成したという点では評価できるが、今回の改革は価格支持、減反水準及び補償の調整を通じて、CAPの寿命を引き延ばす結果となったといえなくもないのである。問題は、EU農民がその農産物に対して世界市場の水準を超える支払いを享受することができる CAPの価格支持政策にあった? EU域内でもマクシャリー改革に続き CAP改革の必要性が求められ、実際その後も数回の改革が実施された。

5. 通貨統合への道

(1) ユーロ誕生と各国の思惑

加盟国の為替相場の変動幅を一定範囲内に抑えることにより相場の安定を図る為替相場メカニズムを導入し、また為替相場メカニズムの計算単位として欧州通貨単位(ECU: European Currency Unit)30)を創設し、1979年に欧州通貨システム(European Monetary System、以下EMS)はスタートした。EMS は基軸通貨である独マルク〔DM〕に対する信頼に支えられ、1980年代後半から90年代初頭まで加盟国のインフレ率の低下と為替相場の安定に貢献した。

これより EU は通貨統合の道を歩むことになるが、1989 年の『ドロール報告』では経済通貨同盟(EMU: Economic and Monetary Union)

の形成に向けての筋道が示され、以下の三段階 のアプローチが提唱された。

- 〈第一段階〉通貨政策の協調を強めることを 提唱。同一条件のもとで各国通貨が為替 相場メカニズムに参加することや通貨為 替政策の全般的な方向づけ。
- 〈第二段階〉欧州中央銀行システムの設立と 為替相場メカニズムの変動幅を徐々に縮 小することなどを提唱。
- 〈第三段階〉為替相場メカニズムの各国通貨 を固定レートにして単一通貨に移行する とともに、通貨政策の責任を欧州中央銀 行に移管して経済通貨同盟を完成させ る。

またマーストリヒト条約では、『ドロール報告』を継承してEMU形成への動きが具体化された。第一段階(1990年7月1日)で予定された各国の資本移動の完全自由化と為替相場メカニズムへの未参加国の参加を促すこととしている。続く第二段階は1994年1月からスタートすることとし、欧州中央銀行システムの前身となる欧州通貨機構を設置。そして最終の第三段階としての単一通貨制度への移行につい・定のは、1996年末までに参加国の過半数が一定の経済的基準を満たしていることを条件に、早ければ97年から、遅くとも99年1月までに条件を満たした国が単一通貨制度に移行することと表情にした国が単一通貨制度に移行することとも300第三段階移行のための経済収斂基準は、以下のとおりである。

- ①物価水準の安定:インフレ率が、過去1年 以上、加盟国の中で最も低い3カ国の平均 値から1.5%以上乖離していないこと。
- ②適度な金利水準:長期金利が,過去1年以上,上記3カ国の平均値から2%以内の範囲にあること。
- ③**健全な国家財政**:年間財政赤字 GDP 比の

²⁹⁾ バックウェルとタンゲルマンは、中・東欧への CAP 適用に伴う財政負担、特に CAP 財政の欧州農業指導保証基金 (FEOGA) の観点から EU の農産物支持価格が世界市場価格より高く維持していることが問題の根源であることを指摘し、中・東欧への CAP 適用について考察している。Buckwell、A. and Tangermann、S., The CAP and Central and Eastern Europe, in Hare, P. G. and Davis, J. R., *ibid*, pp. 58-62, p. 64.

³⁰⁾ 為替相場メカニズムの計算単位として導入され、 参加各国通貨のバスケット方式による通貨単位。バ スケット方式とは、参加国の諸通貨を当該国の GDP や域内貿易に占めるシェアなどを勘案して合成する 方式で、当初は独マルク、仏フラン、英ポンドなど 9 通貨によって構成されていた。

³¹⁾ 例えば、同基準を満たすために、ドイツでは大幅 な財政赤字を解消するために増税を断行、さらに公 務員の給与を引下げるなどして歳出削減を図った。 またフランスでは社会保障費の見直しを図った。

表 ₫	通貨統合参加基準に対する各国の状態	沪
-1 X 4	選長が 6 参加卒年に対する行画の仏	//۱.

(1993年, %, ◎は基準達成)

	財政赤字の GDP 比	公共負債の GDP 比	消費者物価 上昇率	長期金利
ベルギー	7.0	142. 2	◎2.8	©7.2
デンマーク	4.6	80. 4	◎1.7	◎8.8
ドイツ	3. 3	©48. 9	3. 9	◎6.3
ギリシャ	16. 3	145. 2	13. 7	21.2
スペイン	7. 3	©55. 9	5. 1	10. 2
フランス	5. 7	©43. 9	◎2.2	◎6.8
アイルランド	◎2.3	99. 0	◎2.0	◎7.7
イタリア	9. 5	118.3	5. 1	11.3
ルクセンブルク	◎-1.4	◎6.8	◎3.6	◎6.9
オランダ	◎2.9	81. 2	◎2.1	◎6.7
ポルトガル	7. 1	66. 6	6.8	12.5
英国	7.7	©48. 2	◎3.5	◎7.8

(出典) 欧州委員会『欧州経済』58号. ただし,藤原豊司・田中俊郎『欧州連合:5億人の巨大市場』1995年,143頁.

3%以内であること。また政府の公的債務 残高がGDP比の60%以内であること。

④**安定した為替相場**:為替相場が,過去2年以上,自国の事情によって切下げを行うことなく,為替相場メカニズムの標準変動幅 [2.25%] 内に留まっていること [ただし,1994年12月に標準変動幅15%が追認されたため,1995年時点では15%内に留まっていればよい]。

欧州中央銀行の設立や単一通貨の導入についても明確に規定している本条約では、EMUの第三段階開始の日にECと各国通貨の交換比率が決定され(各国通貨はECUに固定)、ECUはそれ自体で通貨となることが規定されている。

さらにマドリード会議(1995年12月, EU 首脳会議)では、1998年初頭までに1997年経 済指標実績に基づき参加国を決定すること、98 年末までに欧州中央銀行を設立すること、99 年1月1日に各国の為替レートを固定し各国財 政・金融市場取引を新通貨建てに移行するとと もに欧州中央銀行による金融政策をスタートす ること、2002年までに新紙幣・硬貨を導入す ること、などが決定された。また同会議では、新単一通貨の名称を「ユーロ(EURO)」とすることが合意され、「ユーロ」と ECU の交換比率を 1 対 1 とすることが決められた30

1998年5月のブリュッセル特別首脳会議において、EU加盟15カ国のうち英国、デンマーク、スウェーデン、ギリシャを除く11カ国が参加基準を満たしたとして参加が正式に決定された(表4)。ギリシャは参加を希望していたが、多くの基準を達成できなかったため参加できなかった〔2001年1月にユーロ参加〕。英国は通貨主義の維持を主張、デンマークは豊かな国の拠出金が低所得国に使用されることを不満として参加を見送った。スウェーデンは国内の福祉水準の低下を懸念し、すでに1997年に不参加を決定していた。イタリアとベルギーは基準条件「健全な国家財政」を満たさなかった

^{32) 1991} 年1月に参加国通貨の対ユーロ為替レートを 固定したが、外国為替市場で投機的な動きができる のを防ぐために固定為替相場を決定している。また しばらくはユーロと参加国通貨の併存が認められユ ーロと各国通貨の紙幣・硬貨の交換期間が設けられ たが、遅くとも 2002 年7月1日に参加国通貨の法的 地位は喪失された。

が、政治的配慮から参加に踏み切った。また、1999年1月1日の単一通貨「ユーロ」導入の 実施を決めるとともに、初代欧州中央銀行総裁 にドイセンベルク欧州通貨機構総裁を指名した330

ところで上述のように経済基準をクリアするか否かとは別に、そもそも通貨統合にあたっては各国の立場は様々であった。特に EMU の第二段階への移行をめぐってすでに見解の相違がみられ、通貨統合に対する各国の思惑は違っていた。

まずドイツ、オランダ、ルクセンブルクなどEUの中でも経済力の強い国は各国の経済格差に注視し、格差が縮小されることが必要であるとの立場から、第二段階への移行に際しては経済収斂が前提条件であることを主張した。なぜなら、各国の格差が存在したままEMUの創設が進めば、これら経済力の強い国が経済力の弱い国への援助が当然予想され、自分たちの負担が目にみえているからである。ドイツにしてみれば、旧東ドイツとの統合で重い負担を背負った苦い経験があるため、経済格差を伴う通貨統合の困難さを痛感しているのはいうまでもない。

次にフランス、イタリア、ベルギー、デンマークなどの多数派は、EMU 創設に積極的で1993年1月から直ちに第二段階へ移行することを主張した。というのは、これまで金融政策は事実上ドイツ主導で決定されてきたため、とりわけフランスにとっては欧州中央銀行システムの設立によって、これら諸国と手を組むことで通貨安定に固執するドイツを抑え込み、経済政策の主導権を握ろうというのがフランスのねらいであった300

スペイン、ポルトガル、ギリシャ、アイルランドなど EU の中で経済発展が遅れている経済力の弱い国は、EMU の創設自体には賛成であるが、それよりもまず経済水準の向上が優先されるべきであるという立場から EU の地域政策の強化を主張した。

英国は、通貨統合は国家主権を侵害するものとしてEMUが第二段階へ進むことには絶対反対の立場をとっていた。当時のサッチャー首相は、そもそも欧州統合は主権を持った国家間の協調をベースとして進められるべきであるとの姿勢をとっていたが、続くブレア首相は通貨統合への参加には柔軟な姿勢を示していた。しかしポンドに執着して断固反対する国民感情の前には屈せざるを得なかった。

最後にドイツの思いを想起してみたい。確かにマルクに匹敵する強い「ユーロ」の実現をめざすため、「ユーロ」にマルク並の信用性が求められる。それゆえドイツは加盟国に対して経済収斂の条件を強く主張してきた。このままドイツ主導の通貨統合を図りたいところであるが、ドイツ統合に伴う財政赤字と当時400万人の失業者を抱えるドイツにとっては頭の痛いところである。実際、不安定要因が解消されないまま通貨統合のスタートを迎えた。ドイツにしてみれば、EU最強の通貨であるマルクを放棄してまで「ユーロ」導入に踏み切ったからには、「ユーロ」がマルクと同等もしくはそれ以上の価値を持つ安定した強い通貨でなければ、通貨統合は何の意味もないのである。

(2) ユーロのねらいと欧州中央銀行の役割

ここでは通貨統合のスタートによってもたら されるメリットのシナリオを考えてみたい。

さて、EU 各国が国家主権の象徴ともいうべき通貨発行権を放棄してまで通貨統合のために

³³⁾ ドイセンベルク欧州中央銀行総裁は元オランダ中 央銀行総裁。欧州中央銀行の総裁人事をめぐってド イツとフランスの対立で難航した。ドイツはドイセ ンベルク欧州通貨機構総裁を強く推したが、フラン スがトリシェ仏銀行総裁の起用を主張したため、ド イツはフランスの顔を立てて総裁任期8年を任期4 年で交代することで決着をみた。

³⁴⁾ 独マルクは対外的に信頼の強い通貨であったことを想起されたい。なお欧州中央銀行の政策決定は、EU憲法の採択(2004年6月18日)までは多数決によって行われていた。

図6 通貨統合の歩み

EEC 6 カ国 フランス, 旧西独, 1958年 **1 タリア, オフンタ, EEC(欧州経済共同体)発足** (1967年 7 月:ECSC, EEC, EURATOM が合体し, EC 発足) ベルギー, ルクセンブルク **.** 1968年7月:EC6カ国間の関税同盟完成 1971年3月:経済政策の協調強化に関する「ウェルナー報告」採択 1972年4月: 「スネーク制」導入 EC 9 カ国 英, アイルランド, デンマーク加盟 1973年 1979年3月:EMS(欧州通貨制度)発足, ECU(欧州通貨単位)登場 EC 10カ国 ギリシャ加盟 1981年 1984年 1 月: ギリシャ・ドラクマを ECU 構成通貨に含む 1985年6月:域内市場白書発表 EC 12カ国 スペイン、ポルトガル加盟 1986年 1987年7月:ローマ条約改定の単一欧州議定書発効 1989年 4 月:EMU(経済通貨同盟)を 3 段階で実現目指す「ドロール 報告」発表 6月:スペイン・ペセタ、ポルトガル・エスクードを ECU 構成 通貨に含む 1990年7月: EMU 第1段階スタート 1992年2月:マーストリヒト条約に調印(93年1月発効) 1993年 EU (欧州連合) 発足 EU は以下の「三つの柱」で構成。 (1)European Communities (欧州共同体) ①European Community (欧州共同体) ·EMU (経済通貨同盟), 共通農業政策·単一市場·関税同盟等 ②ECSC (欧州石炭鉄鋼共同体) ③EURATOM (欧州原子力共同体) (2)CFSP (共通外交安全保障条約) (3)司法, 内務領域における協力 1994年 1 月:EMU 第 2 段階スタート 「 1994年 1 月:EMI(欧州通貨機構)設立 EU 15カ国 フィンランド, スウェーデン, 1995年 1995年12月:欧州単一通貨の名称を「EURO」に決定 オーストリア加盟 1998年5月:欧州通貨統合参加11カ国と参加国間為替レート決定 注:英国, スウェーデン, デンマーク, ギリシャを除く 1998年6月:欧州中央銀行(ECB)設立 1999年 ①各国通貨とユーロの為替レートを固定 1999年1月: EMU 第3段階スタート ②現金を利用しない取引でのユーロ導入開始 ③ユーロ建て公社債発行開始 ④決済システム TARGET の稼働 ⑤ECB による通貨統合参加国圏内の単一金融政策開始 2001年1月 ギリシャがユーロ参加 2002年 2002年1月1日:ユーロ貨幣流通開始 2002年2月28日:ユーロ圏の各国通貨の流通停止、欧州通貨統合完成

(出典) 日本貿易振興機構『ジェトロセンサー』 2002 年 5 月号、29 頁、

集結した動機は、何といっても為替相場の安定にあった。「ユーロ」の導入によって為替変動リスクがなくなるので為替変動の不安定性がなくなる。しかも現金以外では両替の手数料もなくなるため、金融取引コストが逓減される。このため企業の投資と資本移動は最適地をめざして活発化することになる。

しかも市場統合によりすでに貿易の自由化が 実現されているため、域内では同一種類の商品 価格は同一水準に近づいてゆく. すなわち「一 物一価の法則 | が達成されることになる。した がって価格の高い地域の消費者は値下げ圧力を かけることができるようになり、 当然企業間競 争が激化する。競争の激化により地域統合のメ リットである規模の経済による収穫逓増、つま り大量生産・集中生産により平均コストは低下 し輸送コストも低減する。すなわち貿易コスト の低下は、企業をして最適な生産立地を求めて 最適地に集中するようになる。こうして同一産 業の関連企業の最適な特定地域への集中化が促 進される。例えば、自動車はドイツ、アパレル 産業ならイタリアといったように、国・地域ご との特化を招くことになる。もちろん技術情報 やノウハウの集積は技術革新へ導いてゆく。

実際に欧州では特定地域への産業の集積化をみてとれる。一つは、英国 (ロンドン)ーオランダーベルギーーフランス・ドイツ国境地帯ー北イタリア (ミラノ,トリノ)を結ぶ「バナナ地域」とよばれる、あらゆる産業の集積が進んでいる欧州きっての先進地域。いま一つは、スペイン北東部からフランスの地中海沿岸を結ぶ「サンベルト地域」で、温暖な気候でリゾート地として有名である。ここは質の高い労働とフランスやドイツの中心部に比べてコストが安いため、新しい特定地域として注目されていた。

そして何といっても「ユーロ」導入の最大の ねらいは、ドル本位制の国際通貨体制の打破・ 変革にある。「ユーロ」をドルに対抗し得るも う一つの基軸通貨にして、安定的な国際通貨体 制を確立することにあった。すなわち、ドル変 動の影響や米国の経済動向に振り回されないEU独自の国際通貨体制を築き上げることをめざしている。米国にしてみれば、1960年代から始まった欧州の「脱ドル化」への試みには冷淡であったし、実際「ユーロ」の誕生それ自体が不愉快であり、EUによる独自の単一通貨圏創出の試みは、基軸通貨国の米国には迷惑な話であるに違いない。果たして「ユーロ」の誕生によって世界の基軸通貨は、「1ユーロ = 1ドル」の二極体制になるのであろうか等

さて欧州中央銀行の最も重要な役割は、「ユーロ」の安定維持にある。1999年1月よりフランクフルトに設立された欧州中央銀行において基本的な金融政策が決定される。各国の中央銀行はその具体的な実行を行う。したがってこのことは、各国ごとの金融政策が勝手にとれなくなることを意味していた。すなわち欧州中央銀行の組織運営や意思決定の方法は、ドイツの中央銀行であるブンデスバンク〔ドイツ連邦銀行〕をモデルとし、参加各国の中央銀行総裁と欧州中央銀行役員会(総裁、副総裁、理事4名)から成る当該政策委員会が金融政策を決定するのである360

また欧州中央銀行の定款では、「物価安定の維持」を金融政策の第一目的として規定されており、政治的圧力に影響されない独立性を明記している。欧州中央銀行は各国の中央銀行から譲渡される500億ユーロ相当の外貨準備³⁷⁾をもとに、ドルや円及び非参加国通貨との為替レートを管理する。為替レートの変動幅は、ヘッ

^{35) 1999} 年現在における世界の外貨準備残高に占める 主要通貨の割合は、次のとおり。

米ドル:66.2% ユーロ:12.5% 日本円:5.1% 英ポンド:4.0% その他:12.3%

³⁶⁾ 通貨統合前は、マーストリヒト条約により各国の中央銀行は政府から独立し金融政策の策定及びその実行にあたっていた。なおドイツでは、各16州中央銀行総裁とドイツ連銀役員が共同で意思決定を行う形態をとっている。

³⁷⁾ ちなみに欧州中央銀行の資本金は50億ユーロで, 各国中央銀行からの拠出割合は各国の人口やGDPを 基準に算定される出資比率で決定される。

ジファンドなどの投機筋に付け入る隙を与えないためにも、現行の上下 15%幅を標準としている。もし変動幅を変えるようなことがあれば、欧州中央銀行が介入を決定し各国中央銀行によって実施される。なお介入は原則として自動的かつ無制限に行われる。

6. 結びに代えて

本稿では、これまで欧州大陸を舞台に展開してきたメガ・リージョナリズムの視点から「深化」と「拡大」を通じて経済統合を考察してきた。最後にここでは、いわゆる収斂の議論にも言及しながら市場の一体化(=EUの欧州化)と国家の自律性の観点からメガ・リージョナリズムを振り返ってみる380

さて、のちの EC 原加盟 6 カ国から成る ECSC の創設から始まった欧州のメガ・リージョナリズムは、その後も分裂と和解を繰り返しながら推し進められてきた。そしてその勢いは冷戦体制の終焉とともに加速化し、第 5 次拡大の 10 カ国に続いて 2007 年のブルガリアとルーマニア、2013 年にはクロアチアが加盟し、現在 EU 加盟国は 28 カ国の文字どおり巨大な超国家組織となった。近年の EU 加盟の動きは、まさに混迷のバルカン半島を舞台に展開してきたが、このようにこれまで拡大をし続けることができた背景には、2 つのベクトルがバランスよく働いていたからにほかならない。

その一つは、欧州大陸に「最適な力の均衡(バランス・オブ・パワー)」が保たれてきたからであるといってよい。すなわちクローンの言葉を借りれば、欧州には米国のような覇権国家が存在せず、その代わりに覇権的な国家が複数存在していたからである390域内覇権を競い合うあのドイツとフランス、そして両者の対立とは

ひと味違った因縁の歴史があるあの百年戦争で有名な英国とフランスの両国である(もっとも当時は国家や国民といった意識がまだなかった時代の話ではあるが)。これら欧州の列強3カ国の「三つ巴」の関係が、第二次大戦後バランスよく維持されながら今日に至ったのである。もちろん植民地主義時代から継承されてきた列強の宗主国と旧植民地国との深遠な関係も決して忘れてはならない。ただこの「三つ巴」の関係も移民受入れ問題で足並みが揃わないで、今やその一角が欠けようとしている400

³⁸⁾ 市場の一体化と国家の自立についての考察は、古城佳子「グローバリゼーションの再検討-その論点と現状-」『国際問題』(日本国際問題研究所)2001年8月号に詳しい。

³⁹⁾ 山本吉宣, 前掲, 13 頁参照。ここでは、D. クローンの考え方を用いながらレジーム形成にとっては(覇権国家ではなく)覇権的な国家の存在が重要であるとしている。

⁴⁰⁾ かつて「イラク問題」では、EU内部で意見の対立がみられた。米国の「有志連合」に付いて戦争に加担する英国・イタリア・オランダ・スペイン・デンマーク側と戦争に反対するドイツ・フランス・ベルギー側との分裂である。当時、新しい欧州(前者)と古い欧州(後者)といわれたものである。

⁴¹⁾ ただしそれは、「政治的妥協の産物であり、厳密な定義は敢えて回避されている。その結果、(当時)補完性原理を口実にした義務の不履行や、その恣意的適用が横行し、EUの連帯を根底から覆しかねない勢い」(括弧内は引用者)であったという。大隈宏、前掲、30頁。統合理論からみた欧州統合の軌跡については、拙稿「欧州統合の軌跡とEUの欧州化-多次元的空間における「結束」、「摩擦」そして「和解」ー」高橋基泰・松井隆幸・山口由等編著『グローバル社会における信用と信頼のネットワーク:組織と地域』明石書店、2008年に詳しい。

⁴²⁾ 大隈 宏, 前掲, 26 頁参照。

にみることができる。いわば連邦主義的な超国 家組織の構築である。つまり各国中央銀行の通 貨発行権は欧州中央銀行へ移譲され、しかも金 融政策は欧州中央銀行で決定され各国中央銀行 は金融政策を実行するに過ぎないという点であ る。

多様性の中の統一を掲げてきた EU は、加盟 国が増えれば増えるほど一体化への圧力は強ま り、したがって強度な制度化が求められ国家の 自律性は低下することになる。サッチャー元首 相以来、連邦主義に反対し国家主権を主張し続 けてきた英国は、国家主権の象徴であるポンド を見捨てることができず頑なまでにユーロ参加 を拒んできた。「結束」を原動力として共通・ 共同・単一・統一を合言葉に、欧州大陸で市場 の一体化を目指して今日まで歩み続けてきた一 連の収斂の動きは、英国のようにそれとは相矛 盾する国家主権(国家、場合によっては国境) を益々意識するようになる。昨今の移民の受入 れに端を発した英国の EU 離脱問題はまさにそ の典型といえる。そして、これまで「最適な力 の均衡 | と「補完性原理 | によって支えられて きた一枚岩はいま危機に晒されようとしてい る。

母国を愛する生粋のドイツ人、フランス国籍を新たに取得した元イタリア国籍の人が真に「私は EU 市民」⁴³⁾ と胸を張って名乗ることができるのはいつの日のことであろうか。いずれにしても欧州は、今、きびしい選択の局面を迎えている。最後に、将来の欧州を占うかのごとく現在欧州の状況を代弁しているピーター・コレット氏の一節を紹介して結びに代えたい。

「いっぽうには、各国を結びつけようとする求心力がある。それは過去の悪魔をはらい、共通のアイデンティティーをもった一体構造をつくろうとする。いっぽうでは、遠心力がはたらいている。

そこでは地域のアイデンティティーが主張され、 住民は四方八方にほうりだされ、各国はばらばら になる。この相反する二つの力が衝突することに よって、ヨーロッパの政治的未来に関する疑問や、 共同体としてのヨーロッパの将来の姿に関する疑 問が、つぎつぎに吹きだしつつある。」 (ピーター・コレット著/高橋健次訳『ヨーロッ

(2017年1月23日脱稿)

参考文献

パ人の奇妙なしぐさ』14~15頁より)

- [1] Altomonte, C. and Nava, M., *Economics and Policies of an Enlarged Europe*, Edward Elgar Publishing Ltd, 2005.
- [2] Bradley, J., Petrakos, G. and Traistaru, I. (eds), Integration, Growth and Cohesion in an Enlarged European Union, Springer, 2005.
- [3] Cernat, L., Europeanaization, Varieties of Capitalism and Economic Performance in Central and Eastern Europe, Palgrave Macmillan, 2006.
- [4] Dieckheuer, G. and Fiedor, B. (eds), Eastward Enlargement of the European Union: Ecomonic Aspects, Peter Lang, 2003.
- [5] Dijimărescu, E., Globalization and Enlargement: What Future for Eastern Europe?, in *Eastern European Economics*, Vol. 39, No. 6, November-December 2001.
- [6] Dimitrova, A. L. (ed), Driven to Change: The European Union's Enlargement Viewed from the East, Manchester University Press, 2004.
- [7] Evans, A., *EU Regional Policy*, Oxford University Press, 2005.
- [8] Gabrisch and Pohl, R. (eds), EU Enlargement and its Macroeconomic Effects in Eastern Europe: Currencies, Prices, Investment and Competitiveness, Macmillan Press Ltd, 1999.
- [9] Hartell, J. G. and M. Swinnen, J. F. (eds), Agriculture and East-West European Integration, Ashgate Publishing Ltd, 2000.
- [10] Jones, E. and Verdun, A. (eds), *The Political Economy of European Integration: Theory and Analysis*, Routledge, 2005.
- [11] Jovanović, M. N., *The Economics of European Integration Limits and Prospects*, Edward Elgar Publishing Ltd, 2005.
- [12] Landesmann, M. A. and Rosati, D. K. (eds),

⁴³⁾ 久保広正「新段階を迎えた EU 統合」『世界経済評論』2001 年 8 月号, 14~15 頁参照。

- Shaping the New Europe: Economic Policy Challenges of European Union Enlargement, Palgrave Macmillan, 2004.
- [13] Mora, T., Nayá, E. and Suriñach, The Enlargement of the European Union and the Spatial Distribution of Economic Activity, in Eastern European Economics, Vol. 42, No. 5, September-October 2004.
- [14] Nelson, B. F. and Stubb, A. (eds), The European Union: Readings on the Theory and Practice of European Integration, Lynne Rienner Publishers, Inc., 2003.
- [15] Preston, C., EU Enlargement: Development in 1998, in *Journal of Common Marcket Studies*, Vol. 37, Annual Review, September 1999, Blackwell Publishers Ltd, 1999.
- [16] Tsoukalis, L., What Kind of Europe?, Oxford University Press, 2005.
- [17] Verdun, A. and Croci, O. (eds), Institutional and Policy-Making Challenges to the European Union in the Wake of Eastern Enlargement, Manchester University Press, 2005.
- [18] 赤松要「欧州共同市場形成の理論」『世界経済評論』1957年8月号.
- [19] 岩田健治『欧州の金融統合: EEC から域内 市場完成まで』日本経済評論社, 1996 年.
- (20) 金丸輝男編著『EC:欧州統合の現在』創元 社,1987年.
- [21] 小山洋司『EU の東方拡大と南東欧 市場経済化と小国の生き残り戦略 』ミネルヴァ書房、2004年.
- [22] 高屋定美編著『EU 経済』ミネルヴァ書房, 2010年.
- [23] 辰巳浅嗣編著『EU:欧州統合の現在』(第3 版) 創元社, 2012年.
- [24] 田中素香『欧州統合: EC 発展の新段階』(有 斐閣経済学叢書3) 有斐閣, 1982年.
- [25] 田中宏『EU 加盟と移行の経済学』ミネルヴァ 書房、2005 年.
- [26] J. ペルクマンス/田中素行全訳『EU 経済統合 深化と拡大の総合分析 』文眞堂, 2004 年 (Pelkmans, J., European Integration: Methods and Economic Analysis, 3rd ed., Pearson Education Ltd, 2006)
- [27] 細谷千博・南義清共編著『欧州共同体 (EC) の研究 政治力学の分析 』新有堂, 1981 年.
- [28] 松浦一悦『EU 通貨統合の新展開』ミネルヴァ 書房, 2005 年.

- [29] H. モウリッツェン・A. ウィヴェル編/蓮見雄・小林正英・東野篤子訳『拡大ヨーロッパの地政学:コンステレーション理論の可能性』文真堂,2011年 (Mouritzen, H. and Wivel, A. (eds), *The Geopolitics of Euro-Atlantic Integration*, Routledge, 2005).
- [30] 若森章孝・八木紀一郎・清水耕一・長尾伸 一編著『EU 経済統合の地域的次元 – クロスボ ーダー・コーペレーションの最前線』ミネル ヴァ書房, 2007年.